

市民税 個人申告書の作成について

宇治市政

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治本町16001
印刷所 有限会社新進堂

号外

◎持参、郵送共に本紙を封筒にご利用下さい。

- ◎ 昭和35年1月1日現在宇治市内に住所を有する方(含外国人)又は住所を有しないが事務所、事業所及家屋敷を有する方
- ◎ 上の方は昭和34年1月から全年12月までの間の所得を必ず申告して下さい
- ◎ この申告書は世帯ごとに提出して頂き、有所得者3人までは1枚に、4人以上は2枚使用のこと なお同一世帯員であつても親族でない方例えば同居人や事業のため備わっている方は単独で申告して下さい

この申告書の記載要領

- この申告書には所得金額、所得税額などについて昭和34年中の分を、その他については昭和35年1月1日現在で記入して下さい
- (1) 給与所得欄には…… 1.収入金額欄に俸給、賃金、歳費、年金、恩給等の金額 2.給与所得控除後の金額欄に、上の金額から下の給与所得控除額を差し引いた金額
イ、給与所得額が40万円以下である場合はその金額の20%に相当する金額 ロ、給与所得額が40万円をこえ80万円以下の場合には8万円と40万円をこえた金額の10%に相当する金額との合計額 ハ、給与所得額が80万円をこえる場合は12万円
- (2) 事業所得欄には……商、工、農、医、著述、大工、左官、手伝等の自営業者の事業から生じた総収入金額より必要経費を控除した金額
- (3) その他の所得欄には……利子、配当、不動産、山林、譲渡、雑、等の所得の合計額
- (4) 退職所得欄には……1.収入金額欄に一時恩給、退職給与額 2.勤続年数欄に就職から退職するまでの勤続年数
- (5) 扶養控除欄には……昭和34年12月31日現在の扶養親族数と金額欄に 1人65,000円 2人93,750円 3人122,500円 4人以上は1人増すごとに26,250円を加算した金額
- (6) 社会保険控除欄には……昭和34年中に実際に支払った健康保険、厚生年金保険、失業保険等の保険料の合計額
- (7) 生命保険控除欄には……昭和34年中に支払った生命保険料について15,000円までは全額を、15,000円をこえ3万円までは15,000円と15,000円をこえ3万円までの金額の半額との合計額を、3万円をこえる分については一率に22,500円を記入して下さい
- (8) その他の控除欄には……昭和34年中の災害、盗難、医療費等の額
- (9) 差引課税総所得金額欄には……上のそれぞれの所得控除額と基礎控除額(9万円)を差し引いた金額
- (10) 算出所得税額欄には……上の課税総所得金額に対する所得税額
- (11) 障害者等の控除欄には……本人が障害者、老年人、寡婦、勤労学生、等の場合に限り該当事項を○印で囲み控除額5,000円を金額欄に記入して下さい
- (12) 障害、遺族控除欄には……障害年金、遺族年金受給者は該当事項を○印で囲み控除額7,000円を金額欄に記入して下さい
- (13) 貯蓄、配当所得等の控除欄には……それぞれの該当事項を○印で囲み控除された金額を記入して下さい
- (14) 差引所得税額欄には……上のそれぞれの金額を差し引いて実際に税務署に支払った所得税額
- (15) 同居の親族欄(右偏)には……昭和35年1月1日現在の同居の親族名、生年月日、続柄、職業等及び其の方が老年人、障害者、寡婦、勤労学生、家業専従者、等の場合は○印をつけて下さい

ご 注 意

- 一、生活保護法による保護を受ける方、無職の方、収入がなかつた方又は勤労学生以外の学生の方は備考欄へその旨記入の上必ずこの申告書を提出して下さい
- 一、この申告書を提出しなかつた場合は本市、市税条例に規定する免除、軽減事項に該当する方でも軽減を受けることができなくなりますからご留意下さい
- 一、この申告書を提出した後住所を移転された場合、又は税務署より所得金額等について更正又は決定の通知を受けた場合は必ずその旨を市長へ届けて下さい
- 一、この申告書を提出願えない場合には市税条例の規定により過料処分に附せられますからご留意下さい
- 一、以上の外にご不審の点がありましたら市役所税務課市民係(電440)へお問合せ下さい

昭和35年度市・府民税個人申告書

申告書受付

昭和35年 月 日

宇治市長 新庄義信殿

昭和35年 月 日 提出

宇治市税務課

◎

◎給与所得者は源泉徴収票をこの裏面へ貼付して下さい

申告者	住所	宇治市	番地	旧町内 会名	氏名	印
同居親族(本人を含む)のうち昭和34年中に所得を有した者					(15) 昭和35年1月1日現在の同居親族	
氏名	印	氏名及び 生年月日	続柄	職業	下記該等の有無 (該当事項に○印) (をして下さい)	
勤務先の名称又は職業	印	印	印	印	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者	
勤務先又は事業所の住所	印	印	印	印	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者	
前年中の所得金額等に関する事項	所得金額	(1) 収入金額 給与所得控除後の金額	円	円	明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
	(2) 事業所得	(3) その他の所得			明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
	計					
(4) 退職所得金額	収入金額	年	年	年	明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
	勤続年数	年	年	年	明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
所得控除	(5) 扶養控除	(人)	(人)	(人)	明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
(6) 社会保険控除	(7) 生命保険控除				明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
(8) その他の控除	基礎控除	90,000	90,000	90,000	明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
計						
(9) 差引課税総所得金額					明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
(10) 算出所得税額					明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
税額控除	(11) 障害者、老年人、寡婦、勤労学生等の控除				明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
(12) 障害、遺族の控除	(13) 貯蓄、配当、証券信託配当の控除				明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
(14) 差引所得税額					明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者
備考					明大昭 年 月 日	老 年 者 寡 婦 勤 労 学 生 未 成 年 者 家 業 専 従 者

◎提出期限 昭和三十五年三月三十一日

差出人
宇治市

宇治局区内

宇治市役所行

郵送のときは
開封して八円
切手をはつて
下さい

市民税申告書在中